

都市鉄道等利便増進法制度の概要

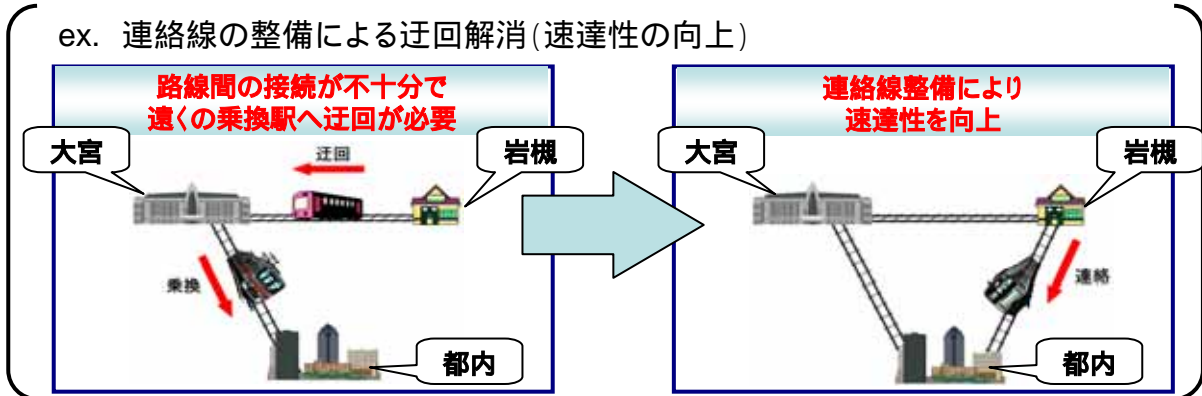
都市鉄道等利便増進法・・・平成17年5月公布

1. 事業の目的

既存の鉄道ストックを有効活用しつつ、都市鉄道ネットワークの機能を高度化(速達性の向上など)する施設を整備する。

制度の適用には、国土交通大臣の認定が必要
(地方運輸局長)

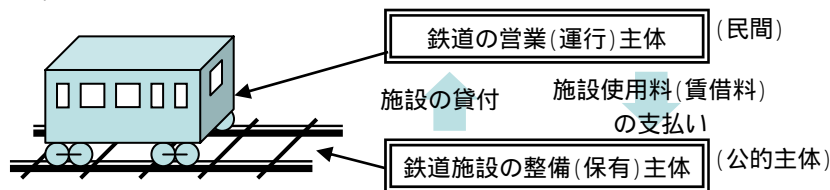
ex. 連絡線の整備による迂回解消(速達性の向上)



2. 制度の特徴

上下分離方式(公設民営)による整備を想定

- 上下分離方式とは、鉄道施設の整備保有を公的主体が行い、鉄道の運行を民間事業者が行う方式。
- 施設整備に必要な巨額の初期投資を公的主体が担うことで、民間事業者の負担(リスク)が軽減されるなどのメリットがある。

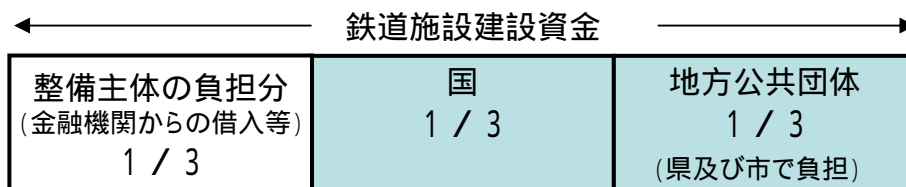


既存路線に発生する「受益」も活用した施設整備

- 延伸整備により既存路線の増収が見込める場合(同一会社の場合)には、当該増収分についても延伸事業の収益(採算)に見込むことができるなどのメリットがある。

他の鉄道事業に比べ高い補助率(都市鉄道利便増進補助事業)

- 国及び地方から $2/3$ の公的補助を受けられるため、鉄道事業者(整備主体)の負担は $1/3$ となる。



3. 適用要件

国土交通大臣の認定を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要

採算性の確保

費用便益比の確保
(B / C)